

## 市会議案第 7 号

大阪国際空港、関西国際空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

| 吹田市議会議員 |  |
|---------|--|
|---------|--|

|       |
|-------|
| 山根 建人 |
|-------|

|   |
|---|
| 同 |
|---|

|       |
|-------|
| 柿原 真生 |
|-------|

|   |
|---|
| 同 |
|---|

|       |
|-------|
| 益田 洋平 |
|-------|

|   |
|---|
| 同 |
|---|

|       |
|-------|
| 玉井美樹子 |
|-------|

|   |
|---|
| 同 |
|---|

|       |
|-------|
| 村口久美子 |
|-------|

|   |
|---|
| 同 |
|---|

|       |
|-------|
| 竹村 博之 |
|-------|

|   |
|---|
| 同 |
|---|

|       |
|-------|
| 塩見みゆき |
|-------|

大阪国際空港、関西国際空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求める意見書（案）

２０２４年（令和６年）４月に、国は、自衛隊及び海上保安庁が平時から空港及び港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者（地方公共団体等）との間で「特定利用空港・港湾」という枠組みを新設し、対象となる空港等を指定した。

２０２６年（令和８年）４月８日現在、全国で２４空港、３３港湾が指定されており、今般、新たに大阪国際空港、関西国際空港及び堺泉北港の３施設が候補地として検討されている。

この枠組みは、２０１４年（平成２６年）７月１日に政府が、「平和国家として専守防衛に徹し、他国に脅威を与えない」としてきたこれまでの憲法解釈を大きく変更し、限定的な集団的自衛権の行使容認を閣議決定したことを契機として、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うために設けたものである。

このような中、近年、国内で先制攻撃にもつながりかねない長射程ミサイルの配備や開発、弾薬庫の増設、自衛隊施設の強靱化などが進められている状況を鑑みると、他国にとって脅威と受け止められるおそれがある。

また、指定施設においては、戦闘機や輸送機の離着陸訓練等の実施が想定され、平時における施設利用に制約が生じ、人の移動や経済活動、物流に影響を及ぼす懸念があるほか、有事の際に軍事拠点として利用されることになれば、当該施設が攻撃対象となる可能性も否定できず、結果として国民の命を脅かすおそれもある。

これらのことを踏まえると、指定施設の拡大については慎重に進めるべきであり、拙速な指定は行うべきではない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、大阪国際空港、関西国際空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月　　日

吹　田　市　議　会